

さいたま市公共建築工事積算基準

【資料編】

令和8年2月

さいたま市

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次

第1章 共通事項	
1. 目的	1
2. 工事費内訳書における単価及び価格	
3. 工事内訳書における数量	4
4. 改修工事の分類	5
5. 改修工事の積算に用いる単価の適用	6
6. 仮設工事の取扱い	7
7. 工事量が僅少等の取扱い	8
8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価	
9. スクラップの取扱い	9
第2章 設計変更	
1. 新たな追加の工事等の取扱い	10
2. 設計変更における単価及び価格の適用	
3. 設計変更における工期	11
4. 設計変更における共通費の算定	
5. 工事の一時中止に伴う増加費用	
第3章 共通費	
1. 共通費の算定方法	13
2. 新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定	
3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定	
4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定	14
5. 工事に伴う湧水の排出費用	
6. とりこわし工事の取扱い	
7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定	
8. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定	15
第4章 共通仮設費	
1. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）	16
2. 共通仮設費に積み上げる項目	
3. とりこわし工事の共通仮設費率	19
4. 監理事務所を設けない場合の取扱い	
5. 処分費の取扱い	

6. リース料の取扱い
7. 直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合
8. 共通仮設費率算定の留意事項

第5章 現場管理費

1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期） 21
2. 現場管理費に積み上げする項目
3. とりこわし工事の現場管理費率
4. 処分費の取扱い
5. リース料の取扱い
6. 支給材を使用する工事の取扱い
7. 純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合
8. 現場管理費率の留意事項 22

第6章 一般管理費等

1. 一般管理費等における契約保証費 23
2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正
3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用 24

- 別紙 別表1～別表7 28

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

第1章 共通事項

(目的)

1. この資料編は、「さいたま市公共建築工事積算基準」(以下「積算基準」という。)を円滑かつ適切に運用するため、具体的な取り扱い事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費内訳書における単価及び価格)

2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。
なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。

(1) 単価及び価格の算定については次による。

イ. 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、(一財)経済調査会発行の「積算資料」及び(一財)建設物価調査会発行の「建設物価」等の刊行物(以下「物価資料」という。)の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

ロ. 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工あたりに必要とされる数量(以下「所要量」という。)から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

- ① 材料単価・・・材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
- ② 労務単価・・・労務単価は、「さいたま市公共建築工事単価表」における労務単価を採用するが、これに無きものは「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。
- ③ 機械器具費・・・機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付建設省機発第44号)による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。
- ④ 仮設材費・・・仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。
- ⑤ その他・・・「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費(以下「下請経費」という。別表-4参照。)、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

ハ. 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく、

単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。

物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

二. 単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、
ロ. 複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。
シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。

ホ. 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

(2) 複合単価の算定に用いる歩掛りは、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。

なお、歩掛りにおける構成については次による。

イ. 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等を考慮した割増しを含む。

ロ. 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

ハ. 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

ニ. その他

「その他」は、別表－５～７の範囲内で工種ごとの率による。

「その他」の率は中間値＋１％を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定め

る。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は別表
－5～7に示された工種とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が
負担すべき法定福利費相当額、環境安全費及び会社経費を適切に反映した率を設定する。

(3) 単価及び価格の適用

イ. 採用する単価とその優先順位は次のとおりとする。

- ① さいたま市公共建築工事単価表による市場単価（2.（1）ハ. を掲載）
- ② さいたま市公共建築工事単価表による標準単価（2.（1）ロ. 及び二. 等を掲載）
- ③ 物価資料による単価及び価格
- ④ カタログ等による単価及び価格
- ⑤ 製造業者又は専門工事業者の見積りによる単価及び価格

※ ①～④については原則として最新のものを採用する。

※ ①～⑤によらない場合は、（一財）経済調査会発行の「工事歩掛要覧」及び（一財）建設
物価調査会発行の「建設工事標準歩掛」に掲載されている歩掛りを用いて、単価を作
成する。

※ 上記の単価が適当でないと認められるものについては、設計担当課で別途単価を設定
できる。

※ 物価資料は表1－1とし、2種類以上の物価資料名が記載されているものは、それぞ
れの単価及び価格の平均値を採用する。

表1－1 物価資料

物価資料名	出版社
積算資料／建設物価	（一財）経済調査会／（一財）建設物価調査会
建築施工単価／建築コスト情報	（一財）経済調査会／（一財）建設物価調査会
その他の刊行物	

- ・材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事にお
ける特殊性を考慮する。
- ・市場単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類
似の市場単価を適切に補正してその単価を算出することができる。
- ・単位施工単位において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、
類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出することができる。
- ・製造業者又は専門工事業者に見積書の提出を求める場合は「さいたま市公共建築工事
見積徴取事務処理要領」に基づき徴取し、「見積比較表」にまとめ保管すること。
なお、単価及び価格を採用するにあたっては、実際の取引状況を精査し、必要に応じ
て補正を行い採用する。

- ・物価資料による公表価格については、実勢価格を想定し単価を採用する。
- ・カタログ単価は複数社の最低価格を参考とし、実勢価格を想定し単価を採用する。
- ・単価及び価格は、原則として工事発注時の最新版を採用し、建築工事と設備工事とは同月のものを採用する。

ただし、議会の議決を要する工事、本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内で分割して発注する工事などの理由により、発注時期にずれが生じる場合の後から発注する工事の単価及び価格は、その後から発注する工事の積算時における最新版の単価及び価格を採用する。

- ・物価資料による単価及び価格は、地区による適用都市欄採用順位を「さいたま」→「埼玉」→「東京」→「関東」→「全国」とする。

また、各地区の流通経路に複数の単価がある場合、原則として一次店・商社・問屋・組合・特約店・販売店等の単価を採用する。

(4) 単価の計上は、主要な資材を除き、複合単価として計上する。

(5) 単価・金額・工事価格（建築工事・設備工事 共通）の端数処理は表1-2のとおりとする。

表1-2 単価・金額・工事価格の端数処理

単 価	1,000 円以上	:	上位 3 桁とし、4 桁目を四捨五入
	100 円以上 1,000 円未満	:	1 円の位を四捨五入
	1 円以上 100 円未満	:	小数点第 1 位を四捨五入
	1 円未満	:	小数点第 3 位を四捨五入
金 額	単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）		
	別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。		
工事価格	原則として工事価格の有効桁が上位 4 桁		
	1,000 万円以上	:	有効桁が上位 4 桁
	1,000 万円未満	:	10,000 円未満切捨て
	算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 桁、一千万未満の場合は一万円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。		

(工事内訳書における数量)

3. 工事費内訳書に計上する細目数量は原則として下記による。

(1) 算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築設備数量積算基準」による。

イ. 数量の種類は、下記による。

- ・設計数量・・・・・・設計図書に記載されている個数、台数、組数及び設計寸法から求め

た長さ、面積、体積等の数量

なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。

- ・計画数量・・・・・・設計図書に基づいた施工計画により求めた数量
- ・所要数量・・・・・・定尺寸法による切り無駄や施工上やむを得ない損耗を含んだ数量
- ・一式・・・・・・数量で表示が困難なもの

□. 数量の単位及び端数処理等は下記による。

・建築工事

- ① 数量は原則として設計数量とする。
- ② 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、m²、m³及びtとする。その他のものは個、箇所、組など適切に使用する。
- ③ 計測寸法の単位は原則としてmとし、小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。
ただし、木材における体積の計測及び計算については原則として小数点以下第4位とし、断面の辺の長さのみ、小数点以下第3位まで計測・計算する。
- ④ 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-3による。

表1-3 内訳書の細目数量の端数処理（建築工事）

数 量	計上する数値	処 理
100未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入
100以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入

設計図書に記載された数量は端数処理しない。

・設備工事

- ① 数量は原則として設計数量とする。
- ② 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、m²、m³、kg及びtとする。
機器の単位は、基、面、台、個、組等とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、か所等の単位とすることができる。
- ③ 計測及び計算過程における端数処理は原則として四捨五入とし、表1-4による。

表1-4 計測及び計算過程における端数処理（設備工事）

細目	計 測（実数拾い）		計 算（実数拾い）	
	単位	計上する数値	単位	計上する数値
機器類・器具類		整数		
配管類・丸ダクトの長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
長方形ダクトの面積	m	小数点以下第2位	m ²	小数点以下第2位
保温、塗装の面積	m	小数点以下第2位	m ²	小数点以下第2位
電線・電線管類の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
土工事・コンクリート工事	m	小数点以下第2位	m ³	小数点以下第2位

その他の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
その他の面積・体積・質量		小数点以下第2位		小数点以下第2位

④ 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-5による。

表1-5 内訳書の細目数量の端数処理（設備工事）

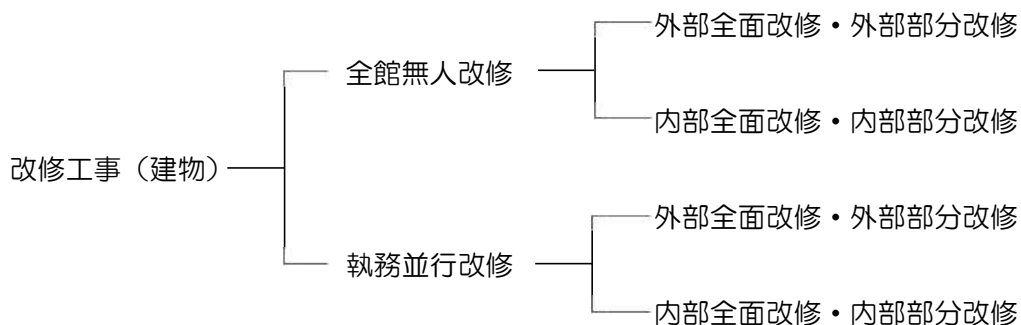
数 量	計上する数値	処 理
10未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入
10以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入

- 1 土工事・コンクリート工事における数量が0.1未満の場合は、小数点以下第2位までを計上する。（小数点以下第3位を四捨五入）
- 2 設計図書に記載された数量は端数処理しない。

（改修工事の分類）

4. 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

（1）執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



（2）執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

イ. 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

ロ. 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

（改修工事の積算に用いる単価の適用）

5. 改修工事の積算に用いる単価の適用は下記による。

（1）全館無人改修の場合は、2.（1）ロ. 八. 二. に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。

（2）執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として、

別表－１、別表－２及び別表－３のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。

著しく作業効率が悪い場合においては、別表－１、別表－２及び別表－３によらず、実情を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定する。

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務費を用い、労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

(仮設工事の取扱い)

6. 仮設工事は、さいたま市建設工事請負契約基準約款に記載のとおり、受注者とその責任において定めるものであるが、その工法・工種が工事価格に著しく影響を及ぼすことで、入札執行上の公平さを損なう恐れがある場合や、予め施工条件がある場合は、設計図書に仮設の方法を特記する「指定仮設」とすることができる。

設計図書に特記した工法・工種と異なった仕様へ変更した場合は「設計変更」の対象となる。ただし、仮設工事は全体の施工方法・手順等によって定められる性格のものであることから、施工段取りや施工要領による軽微な変更内容については受注者の決定事項となる。

なお、設計図書に仮設の方法を特記しない仮設工事（「任意仮設」という。）については、発注当初から予定している工法・工種と異なっても、設計変更の対象とはしない。

表１－７ 指定仮設の具体的な細目例

仮囲い	工事用ゲート類
仮設搬入路等（仮設鉄板敷を含む）	交通誘導警備員
山留め	施工条件が厳しい部位の足場等
仮設用資材等を支給する仮設	乗り入れ構台

- ※ 任意仮設、指定仮設の適用については、事業課、工事及び設計主管課で調整し、適用にあたっては設計図書の表記が異なるので、予め設計の段階で調整を必ず行うものとする。
- ※ 設計図書の図面名称等に「参考図」として特記した場合は、「任意仮設」とする。
- ※ 指定仮設・任意仮設の区別は、設計図書に明確に記載を行うものとする。

(1) 仮設は、「建築物を完成するために必要な仮の施設・設備で建物完成するまでにすべて撤去されるもの」をいい、次に示す「共通仮設」、「直接仮設」及び「専用仮設」に区分される。

なお、直接工事費に取り扱う細目（直接仮設・専用仮設）は概ね表１－８の項目とする。

イ. 共通仮設

共通仮設については、各工事種目に共通して必要とする仮設の細目で、原則として、

この資料編及び国土交通省大臣官房営繕部監修「建築積算のための仮設計画標準」（一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 編集・発行）により算出する。

ロ. 直接仮設

直接仮設は、工事種目ごとに必要とされる仮設の細目で、直接工事費として取り扱うものとする。このうち、他科目に渡り使用される仮設やどの科目にも含まない仮設については、「直接仮設工事」の細目に計上する。

ハ. 専用仮設

特定の工種のみが必要とする仮設の細目で、明らかに特定の科目のみ必要とされるものは、直接工事費において、各科目の細目に計上する。

表1-8 直接工事費に取扱う細目（直接仮設・専用仮設）

直接仮設工事	やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他
土工事	山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設
地業工事	専用仮設
鉄筋工事	鉄筋足場
コンクリート工事	コンクリート足場、特別養生
型枠工事	型枠足場
鉄骨工事	鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）
その他	該当する科目の専用仮設

※ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における仮設については、他工事設置の仮設を無償で使用できる場合を除き、原則として該当する各科目の直接仮設として細目にて計上する。

（工事量が僅少等の取扱い）

7. 工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定することができる。

（時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価）

8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価の取扱いについては以下による。

（1）労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

（2）時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算出し市場単価及び単位施工単価を補正する。

（3）休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。

なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

（スクラップの取扱い）

9. 新営工事等の材料の残材については、「公共建築工事標準単価積算基準 第2編 建築工事」の「第4節 鉄筋」及び「第7節 鉄骨」による。

第2章 設計変更

(新たな追加の工事等の取扱い)

1. 新たな追加の工事等の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じない。

イ. 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

ロ. 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の①から⑤の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

① とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)

② 地盤改良

③ 土壌汚染処理

④ 石綿含有吹付材及び保温材等の処理

⑤ 上記①から④に伴う発生材処理

(2) (1) ロ. の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率(以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。)を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(設計変更における単価及び価格の適用)

2. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、原則として以下のとおり取扱うものとする。

(1) 工事内容の変更に伴い設計変更契約をする場合

変更部分の「単価」の採用については、次のとおり取扱う。

イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章4(3)イによる。

ロ. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、改めて見積りにより単価及び価格等を確認する必要がある場合や当初積算時にない単価を採用する場合は、変更時点若しくは変更が判明した時点によることができる。

(2) 追加発注の場合

現に施工中の工事に対し追加工事を発注する場合、その「単価」の採用については、次のとおり取扱う。

イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章4(3)イによる。

ロ. 単価の採用時期は、追加工事の積算時における最新版とする。

(設計変更における工期)

3. 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期については、原則として発注者の責における工期延長のみ設計変更として取扱う。ただし、工事一時中止があった場合の工期は、その一時中止期間を除く。

なお、工期の変更に際し、当初積算時の工期の始期と実際の工期の始期に差異が生じた場合においては変更を行わない。

(設計変更における共通費の算定)

4. 設計変更における共通費の算定は以下のとおりとする。

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ハ. 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

(3) 共通費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定する。

(工事の一時中止に伴う増加費用)

5. 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下のとおりとする。

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に

要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に、工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

① 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。

② 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

□. 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

八. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

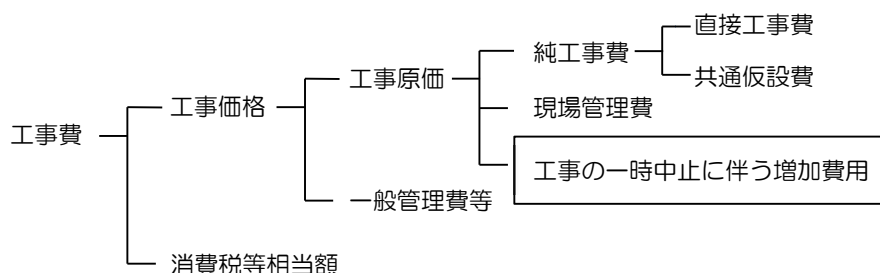
なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

二. 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第3章 共通費

(共通費の算定方法)

1. 共通費の算定方法は以下による。

- (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。
- (2) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。
- (3) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

(新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定)

2. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通費は次のとおり算定する。

- (1) 共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。
- (3) 積み上げによる共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事のうち、主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。
- (4) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定)

3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

- (1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合
 - イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
 - ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

- ② 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
- ③ 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
- ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
- ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定)

- 4. 敷地が異なる複数の工事をそれぞれの工期を施工条件として一括して発注する場合の共通費は次のとおり算定する。
 - (1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。
 - (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。
 - (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
 - (4) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(工事に伴う湧水の排出費用)

- 5. 共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の下水道料金は含まないものとする。

(とりこわし工事の取扱い)

- 6. とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3. 3. 1に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3. 3. 1に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

(製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定)

- 7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の共通費は見積を参考に計上する。
なお、専門工事業者とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建築工事業、電気工事業、管工事業及び解体工事業を除く各工事業を営む事業者をいう。

(本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定)

8. 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。

第4章 共通仮設費

(共通仮設費率の算定に用いるT(工期))

1. 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、積算基準第10(4)の日数を減じた日数を「30日/月」にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として共通仮設費率を算出する。

(共通仮設費に積み上げする項目)

2. 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(1) 準備費

- イ. 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用
- ロ. 機械警備を委託している既存施設において、工事に影響を与える警備会社支給機器の一時停止・復旧に関する、諸経費を含み当該警備会社が算出した費用

(2) 仮設建物費

- イ. 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
- ロ. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用

なお、事務所の規模については設計図書に基づく。

- ハ. 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の通常の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

【参考】※通常の備品と考えられる備品類

切替電話・インターホン・衣類ロッカー・書類ロッカー・机・椅子・長靴・雨合羽・保安帽・安全帯・懐中電灯・黒板・掛時計・冷暖房機器・消火器・湯沸器・掃除具・会議用机・折りたたみ椅子・寒暖計

(3) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(4) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用

(5) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(6) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(7) 機械器具費

イ. 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表4-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

表4-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表4-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	25 t	$9.5 \times A$	

表4-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P1	25 t	4	5	6	

表4-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	0.7t 1t 工事用 1.5t 未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡毎に1台
5	0.7t 1t 工事用 1.5t 未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡毎に1台

表4-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	16 t	6.4×A	

注) (各表共通)

- 1 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- 2 RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- 3 $A = \text{建築面積} / 750\text{m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、少数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。）
- 4 N=階数
- 5 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。
- 6 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- 7 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適正に補正する。
- 8 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
- 9 表4-1～4-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。

□. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用。

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

(8) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(9) 試験費等

イ. 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・ 石綿粉じん濃度測定
- ・ 分析による石綿含有建材の調査
- ・ 化学物質の濃度測定
- ・ 六価クロム溶出試験費
- ・ PCB含有シーリング材の調査
- ・ 路床土の支持力比（CBR）試験
- ・ 現場 CBR 試験
- ・ 放射線透過試験
- ・ 上記に類する各種試験費等

ロ. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・ 石綿粉じん濃度測定
- ・ 分析による石綿含有建材の調査
- ・ PCB含有調査
- ・ 放射線透過試験
- ・ 迷走電流測定調査
- ・ 上記に類する各種試験費等

(10) 石綿含有建材の調査費(事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する)

(とりこわし工事の共通仮設費率)

3. とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(監理事務所を設けない場合の取扱い)

4. 建築工事において積算基準 別表一1に挙げる監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上 50億円以下	50億円を越える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費(千円)

注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。

(処分費の取扱い)

5. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

また、解体工事等により既存の建築物等から発生する残材で、その材料に価値のあるものを受注者の買取処分として契約する場合は、その価値を有価物売却費として直接工事費から控除し、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

(リース料の取扱い)

6. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

(直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)

7. 直接工事費が積算基準別表-5~11の(注3)で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。

(共通仮設費率算定の留意事項)

8. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。

(1) 道路占用料

道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

(2) 環境安全費

環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策の要する費用のうち、一般的なものについては、以下の費用が含まれている。

- ・ 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

(3) 動力用水光熱費

共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費について、新営工事は引込費用及び使用料が該当し、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)

本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき電気設備工事に積み上げ計上する。

第5章 現場管理費

(現場管理費率の算定に用いるT(工期))

1. 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、積算基準第10(4)の日数を減じた日数を「30日/月」にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。ただし、積み上げによる現場管理費は一般工事の現場管理費に計上する。
なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。

(現場管理費に積み上げする項目)

2. 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。
 - (1) 要員等の費用
条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等)

(とりこわし工事の現場管理費率)

3. とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(処分費の取扱い)

4. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。
また、解体工事等により既存の建築物等から発生する残材で、その材料に価値のあるものを受注者の買取処分として契約する場合は、その価値を有価物売却費として直接工事費から控除し、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(リース料の取扱い)

5. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(支給材を使用する工事の取扱い)

6. 支給材(施設維持管理部署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の「2%」を現場管理費に加算する。
ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

(純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)

7. 純工事費が積算基準別表-12~18の(注3)で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。

(現場管理費率の留意事項)

8. 現場管理費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。

(1) 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
 - 検査、試験の支援に要する費用
 - 施工図作成の支援に要する費用
 - その他、外注または現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- 各種調査に要留守費用として、以下の費用が含まれている。
 - 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
 - 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

第6章 一般管理費等

(一般管理費等における契約保証費)

1. 積算基準第12(1)による契約保証費については、工事原価に表6-1による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更(工事の一時中止も含む。)においては補正を行わない。

表6-1 契約保証費率

内 容	補正值 (%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (さいたま市建設工事請負契約基準約款第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合 【具体例】 さいたま市契約規則(平成13年5月1日さいたま市規則第66号)第30条第1項第3号、第6号及び第8号に該当する場合 ただし、同号に該当する場合においても、金銭的保証を求める場合はこの限りではない	補正しない

※さいたま市建設工事請負契約基準約款運用指針 第4条関係

【設計変更時の契約保証費についての注意事項】

設計変更の際、RIBCにて共通費計算を行う過程で、当初積算時に契約保証費の補正で「0.04」と補正值を入力している場合、設計変更時の共通費計算の際は、この補正值を「0.00」に修正して算定すること。

(前払金支出割合による一般管理費等率の補正)

2. 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、表6-2に示す前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。
なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表6-2 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補 正 係 数
0から 5以下	1.05
5を超え 15以下	1.04
15を超え 25以下	1.03
25を超え 35以下	1.01

（住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用）

3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から施行する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成27年10月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成28年10月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年2月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年2月20日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成29年2月20日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成29年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成30年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成30年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和2年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和2年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和3年4月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和3年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和4年4月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和4年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和6年4月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和8年2月1日から施行する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。

別表一 1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率（建築工事）

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の労務の 所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
仮設	—	—	—	
土工	—	—	—	
地業	—	—	—	
鉄筋	—	—	—	
コンクリート	—	—	—	
型枠	—	—	—	
鉄骨	—	—	—	
既製コンクリート	15%増し	—	—	
防水	15%増し	防水	1.07	
		防水（シーリング）	1.13	
石	15%増し	—	—	
タイル	15%増し	—	—	
木工	15%増し	—	—	
屋根及びとい	15%増し	—	—	
金属	15%増し	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	15%増し	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	15%増し	建具（ガラス）	1.09	
		建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標仕仕様）	15%増し	塗装（改修標仕仕様）	1.14	
内外装	15%増し	内外装	1.11	
		内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	15%増し	—	—	
排水	—	—	—	
構内舗装	—	—	—	
植栽	—	—	—	
仮設（改修）	—	—	—	
撤去	—	—	—	
外壁改修	—	—	—	
とりこわし	—	—	—	

注）—は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

別表一 2 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率（電気設備工事）

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の労務 の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
配管工事	20%増し	電線管、2種金属線び及び同ホック	1.18	
		ケーブルラック	1.14	
		位置ホック及び位置ホック用ホック	1.17	
		プルボックス	1.12	
		プルボックス用接地端子	1.00	
		防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.13	
		防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.05	
		(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.14	
配線工事	20%増し	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16	
接地工事（屋内）	20%増し	—	—	
接地工事（屋外）	—	接地極工事銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票(金属製)	—	
塗装工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
電灯設備	20%増し	—	—	
動力設備	20%増し	—	—	
雷保護設備	20%増し	—	—	
受変電設備	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	20%増し	—	—	
架空線路	—	—	—	
地中線路	—	—	—	
構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去（再使用しない）	—	—	—	
撤去（再使用する）	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

注) 屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

別表－3 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率（機械設備工事）

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の労務の 所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	20%増し	—	—	屋上及び外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	—	—	—	
配管工事(地中)	—	—	—	
配管附属品	20%増し	—	—	
保温工事	20%増し	配管用、ダクト外用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
総合調整	20%増し	—	—	
土工事	—	—	—	
コンクリート工事	20%増し	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	20%増し	—	—	
ダクト設備	20%増し	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.14	
ダクト附属品	20%増し	既製品ダクト、製気口、ダクト等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	20%増し	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	20%増し	取付手間のみ	1.20	
樹類	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	20%増し	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	
ダクト端部閉塞	20%増し	—	—	
インバート改修	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

注) 屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

別表－4 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。

現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者

・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。

現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

別表－5 建築工事の歩掛り作成時における「その他」（下請経費及び小器材の損耗費等）

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
建	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 業	20～30%	労、雑	
	鉄 筋	20～30%	労、雑	
	コンクリート	20～30%	労、雑	
	型 枠	18～26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20～30%	労、雑	
	既製コンクリート	15～23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防 水	15～23%	材、労、雑	
	築	石	16～24%	労
タ イ ル		16～24%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
木 工		20～30%	労	
工 事	屋根及びとい	15～23%	材、労、雑	
	金 属	16～24%	材、労	
	左 官	19～27%	労	
	建 具（建具取付）	16～24%	労	
	建 具（ガラス）	15～23%	材、労	
	塗 装	18～26%	材、労、雑	
	内 外 装	15～23%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上げユニット	20～30%	労	

	排水	18~26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
	構内舗装	18~26%	材、労、雑	
	植栽樹木費以外	18~26%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
	撤去	20~30%	労、雑	
	外壁改修	20~30%	労	
	とりこわし	20~30%	労、雑	

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。

3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表一六 電気設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電 気 設 備 工 事	配管工事	20~30%	労	電線管
	配線工事	20~30%	労	電線
	接地工事	20~30%	労	接地端子盤等
	塗装工事	18~26%	材、労、雑	
	機器搬入	20~30%	労、雑	
	電灯設備	20~30%	労	照明器具、配線器具
	動力設備	19~27%	労	制御盤等
	雷保護設備	20~30%	労	避雷針等
	受変電設備	19~27%	労	配電盤類、変圧器、コンデンサ等
	電力貯蔵設備	19~27%	労	電源機器等
	架空線路	20~30%	労	電柱、柱上変圧器、保安開閉器等
	地中線路	20~30%	労	保護管
	構内交換設備	19~27%	労	端子盤、電話機等
	情報表示・拡声設備	19~27%	労	時計、スピーカー、表示器等
	誘導支援設備	19~27%	労	インターホン等
	テレビ共同受信設備	19~27%	労	テレビアンテナ等
	監視カメラ設備	19~27%	労	テレビカメラ等
	火災報知設備	19~27%	労	火災受信機等
	撤去	20~30%	労	
	機器搬出	20~30%	労、雑	
はつり工事	20~30%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表一 7 機械設備工事の歩掛り作成時における「その他」（下請経費及び小器材の損耗費等）

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	20~30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管附属品	19~27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18~26%	材、労、雑	
	塗装工事	18~26%	材、労、雑	
	機器搬入	20~30%	労、雑	
	総合調整	20~30%	労	
	空気調和機器	19~27%	労	ボイラー、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16~24%	材、労、雑	
	ダクト附属品	19~27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト附属品 （たわみ継手）	18~26%	材、労	
	自動制御設備	19~27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20~30%	労	
	衛生機器	19~27%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	樹	19~27%	労	ため樹、インバート樹、弁樹類等
	撤 去	20~30%	労	
	配管分岐・切断	20~30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20~30%	労、雑	
	はつり工事	20~30%	労	
	ダクト端部閉塞	16~24%	材、労	
インバート改修	19~27%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。